

つくば市アダプト・ア・ロード実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長と市民などが協働し、市長が管理する道路の清掃、美化及び緑化などの活動（以下「道路環境美化ボランティア」といいます。）を行うことにより、快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、市民などが道路に対する愛護意識を高めることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) アダプト・ア・ロード

アダプトとは、「養子縁組をする。」という意味です。市長が管理する市内の道路をこどもに例えて、市長と実施団体が道路の養子縁組をし、実施団体が自発的に道路環境美化ボランティアを行い、市長はその支援をするという取り組みを指します。

(2) 道路

市長が管理する市内の道路を指します。

(3) 市民など

市民及び市内に在勤又は在学する者を指します。

(4) 実施団体

前号の者で構成され、第3条の規定による申込書を提出し、市長が参加を承諾した団体を指します。

(5) 代表者

実施団体の参加者のうち、満18歳以上であり、実施団体を代表し書類の提出や市長との連絡調整を行う者を指します。

(6) アダプト・サイン

実施団体名を表示する看板を指します。

(実施団体の申込み)

第3条 実施団体は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 2人以上で構成されていること。
- (2) 代表者がいること。
- (3) 継続して活動できる団体であること。

2 実施団体となることを希望する際は、代表者が活動を開始する1か月前までにアダプト・ア・ロード申込書（養子縁組届）（様式第1号）、参加者名簿（様式第2号）及び年間活動予定表（様式第3号・新規）を市長に提出するものとします。

- 3 市長は、前項の規定による申込み内容を審査し、当該内容を承諾した際は、実施団体にアダプト・ア・ロード承諾通知書（様式第4号・新規）を交付するものとします。

（毎年度の手続）

第4条 前条第3項の承諾通知書を交付された団体で2年目以降も継続して活動する団体の代表者は、3月に参加者名簿（様式第2号）及び年間活動予定表（様式第5号・継続）を市長に提出するものとします。

- 2 市長は、前項の規定による内容を審査し、当該内容を承諾した際は、実施団体にアダプト・ア・ロード承諾通知書（様式第6号・継続）を交付するものとします。
- 3 代表者は、花苗の支給を希望する際は、道路美化用具貸与・支給願（様式第7号）を活動する前年度の3月に提出するものとし、花苗以外の道路美化用具を希望する際は、その都度、市長に提出するものとします。
- 4 代表者は、花植え又はアダプト・サインを設置する際は、詳細図を市長に提出し、設置場所の報告をするものとします。
- 5 代表者は、活動を行った年度末の3月に活動報告書（様式第8号）を市長に提出するものとします。
- 6 代表者は、市長に提出した書類の内容に変更があった際は、速やかに内容を変更した書類を市長に提出するものとします。

（活動上の注意）

第5条 活動をする際の人数は、次の各号のいずれにも該当することとします。

- (1) 2人以上で行うこと
- (2) 満15歳未満の者10人につき満18歳以上の者は1人以上参加すること
- 2 参加者は、注射器、不審物又は有害物質を発見した際は、速やかに市長に連絡するものとします。
- 3 参加者は、ごみを収集した際は、分別し、適切な方法で処理するものとします。

（実施団体の活動内容）

第6条 実施団体の活動内容は、無償かつ安全な方法で次に掲げることを行うものとします。

- (1) ごみ又は落ち葉などの収集活動
- (2) 除草活動
- (3) 植樹ますなどへの花植え活動
- (4) 低木類のせん定活動
- (5) 街路樹の倒木、街路灯の球切れ又は道路の破損の連絡
- (6) その他道路環境美化に必要な活動

(実施団体に対する支援の内容)

第7条 市長は、実施団体に対し、次に掲げる支援を行うものとします。

- (1) ほうき又はちりとりなどの貸与
- (2) ごみ袋又は軍手などの支給
- (3) 収集したごみの回収
- (4) ボランティア保険への加入
- (5) アダプト・サインの貸与
- (6) 安全指導

2 市長は、第4条第3項による申請の内容が適当であると認められる際は、予算の範囲内において用具の貸与又は支給を行うものとします。

(ボランティア保険)

第8条 参加者は、市長が契約するボランティア保険の約款に同意するものとします。

2 参加者は、活動中にけが又は事故が起きた際には、遅滞なく市長に報告するものとします。

(活動中止)

第9条 代表者は、活動を中止する際は、活動中止届出書（様式第9号）を市長に提出するものとします。

(解除)

第10条 代表者は、活動期間内であってもアダプト・ア・ロード解除届（養子離縁届）（様式第10号）を市長に提出することで活動を終了できるものとします。

2 市長は、実施団体が信義に従って誠実に道路環境美化ボランティアを行わないと認められる際、又は予算上同事業が実施できない際は、書面による通知をもって第3条第3項又は第4条第2項の承諾を解除することができるものとします。

3 実施団体は、第1項又は前項に該当した際は、活動による造成又は植栽については原状復旧するものとします。

4 第4条第3項により貸与を受けた物品は、活動を終了する際に返却するものとします。

(庶務)

第11条 アダプト・ア・ロードに関する庶務は、建設部道路管理課において処理するものとします。

附 則

平成 16 年 4 月 28 日 制定

令和 2 年(2020 年) 3 月 2 日 改定

令和 5 年(2023 年) 3 月 13 日 改定

令和 7 年(2025 年) 3 月 17 日 改定